

京都市教育長訓令甲第5号

事務局

学 校

幼稚園

学校職員の辞令文例の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

京都市教育長 在田正秀

別記第1（一般職に属する職員）の項第1号中「臨時的に任用する。」を「採用する。（又は（根拠法令）により（職名）に臨時的に任用する。）」に、「任用期間は 年 月 日」を「任用期間は〇年〇月〇日」に、「臨時的任用の」を「任用期間の定めがある」に改め、「号給」の右に「（又は〇級〇〇号月額〇〇円）」を加え、同項中第55号を第56号とし、第2号から第54号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 任期を更新する場合

任用期間を〇年〇月〇日まで更新する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)